

岡崎市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領は、岡崎市があらかじめ電子入札で行うものとして指定した建設工事及び設計業務等の入札に適用する。

(優先順位)

第3条 この要領の規定は、電子入札において岡崎市一般競争入札実施要綱及び岡崎市指名競争入札実施要綱に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は岡崎市一般競争入札実施要綱及び岡崎市指名競争入札実施要綱の規定を準用する。

(定義)

第4条 この要領及び電子入札において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、入札結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「共同システム」という。）をいう。

(2) 電子入札サブシステム

共同システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札サブシステムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。

(4) 紙入札

電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、（一財）日本建設情報総合センターが提供している電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(6) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

(7) 設計業務等

利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務をいう。

(8) 契約担当者

発注機関において、電子入札サブシステムを利用する契約案件の、案件登録から入札結果の公表までの一連の事務手続を担当する市職員をいう。

(9) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室又は会議室等をいう。

(電子入札の対象)

第5条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

区分	入札方式
建設工事	・一般競争入札

	・指名競争入札
設計業務等	・一般競争入札 ・指名競争入札

2 電子入札対象案件については、入札公告又は指名通知に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札サブシステムの利用できる者)

第6条 電子入札サブシステムを利用できる者は、岡崎市入札参加資格者名簿に登載され、ICカードを取得し、共同システムに利用者登録を行った者とする。

(電子入札に使用するICカード)

第7条 入札参加者が電子入札に使用するICカードは次の各号のとおりとする。

- (1) ICカードの名義人は岡崎市入札参加資格者名簿に登載された入札参加者の代表者とする。ただし、代表者から本市の入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。
- (2) 入札参加者が特定共同企業体の場合は、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者(受任者がいる場合は受任者)の名義のICカードで、特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。
- (3) 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

ア 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件の入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

イ 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

ウ 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(入札参加の申込み)

第8条 電子入札により実施される一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書(事後審査型一般競争入札にあっては、入札参加申込書。以下「申込書」という。)により、次の各号のとおり申込みものとする。

(1) 申込書の提出

入札参加を希望する者は、申込書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 一般競争参加資格申請書の提出

申込書には、競争入札参加資格の確認のため一般競争参加資格申請書(以下「申請書」という。)を電子入札サブシステムにより電子ファイルで添付するものとする。申請書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOC、DOCX 形式
Excel (Microsoft Corp.)	XLS、XLSX 形式
その他	PDF 形式 画像ファイル (JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル (Lzh、Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。)

(3) 持参での申請書の提出

電子ファイルで提出する申請書の容量が1MBを超える場合は、書面による申請書を持参により参加申請書受付締切日時までに提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) ウィルス対策

申請書の作成に際しては、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して作成し、添付時に、必ず、ウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された申請書にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、再提出方法等について協議するものとする。

(入札書の提出)

第9条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

3 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

(工事費内訳書の提出)

第10条 工事費内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 工事費内訳書の添付

工事費内訳書の提出が必要な入札案件においては、工事費内訳書は原則として指定する様式で、電子入札サブシステムにより入札書に添付して提出するものとする。工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は第8条第2号に準ずるものとする。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策については、第8条第4号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第11条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、予め紙入札参加承認願（様式1）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式2）により承諾を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める「欧州連合等の供給者」は、紙入札承認願の提出を要さないで、紙入札による参加を認められるものとする。

3 第1項の規定による紙入札参加承認願が提出された場合であって、紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者にやむを得ない理由があると認められる場合

4 前2項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 入札書

紙入札書（様式3）※担当者名と連絡先の記載により、押印不要となる。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書の提出が必要な入札案件においては、書面による工事費内訳書を紙入札書と共に提出する。

(3) 書面による申請書及び紙入札書の締切日時

電子入札における受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札による参加の承諾を得た場合に限り、書面による入札辞退届を提出することができるものとする。

(開札)

第13条 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合は、当該入札参加者の入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに紙入札受付順に入力した後に開札を行うものとする。なお、特定共同企業体の紙入札において、電子入札サブシステムが特定共同企業体名の入力に未対応の間は、代表構成員名で登録するものとする。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。

3 入札書受付締切日時までに、入札書又は辞退届の提出がない場合は、「不参加」として取扱うものとする。

(無効の入札)

第14条 次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

(1) 電子署名及び電子証明書のない入札

(2) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者のICカードによらない入札

(3) 特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

(4) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない入札、入札金額と工事費内訳書の金額が一致していない入札、工事費内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない入札及び工事費内訳書の記載のない入札(1回目の入札に限る)

(5) 申請書の提出が必要な入札案件において、申請書の提出がない入札及び申請書の記載のない入札

2 同一案件において電子入札と紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(資格確認)

第15条 一般競争入札においては、開札後、最低価格提示者(総合評価方式にあっては、岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱第6条により算出された数値(以下「評価値」という。))が最も高い者(以下「最高評価値取得者」という。))から順に入札参加資格の確認を行い、当該資格が確認できるまで行うものとする。

2 前項に規定する資格確認は、建設工事については入札書、工事費内訳書(1回目の入札に限る)及び申請書、設計業務等については入札書及び申請書により行うものとする。ただし、必要に応じて、別途資料を求めることができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による一般競争入札においては、申請書を提出した者全ての申請書を入札前に確認する。ただし、入札書及び工事費内訳書(建設工事の1回目の入札に限る)については、最高評価値取得者について確認する。当該最高評価値取得者について入札参加資格を有していないと認めた場合は、評価値が次順位の者を最高評価値取得者とし、当該資格の確認を行い、当該資格が確認できるまで行うものとする。また、最高評価値取得者が2者以上いた場合は最高評価値取得者全ての入札書及び工事費内訳書(建設工事の1回目の入札に限る)を確認する。

4 第1項、第2項及び前項ただし書きに規定する資格確認は、原則として開札日の翌日(その日が土曜日、日曜日、又は祝日の場合はその翌日)までに行うものとする。

5 第3項に規定する申請書の確認は、原則として入札書受付開始日前日までに行うものとする。

6 前項に規定する当該資格確認の結果は、申請書を提出した全ての入札参加者に対して、競争参加資格確認通知書により、通知するものとする。

7 第1項及び第2項に規定する資格確認並びに最高評価値取得者の資格確認の結果、入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定し、落札決定した旨を通知するものとする。

る。ただし、最高評価値取得者が2者以上いた場合は次条による。

(電子くじ)

第16条 資格確認において、同価の入札をした者が2者以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって資格確認する順を決定するものとする。

2 くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の受付順に電子入札サブシステムに「999」の入力を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、簡易型、標準型及び高度技術提案型総合評価方式による一般競争入札において、最高評価値取得者が2者以上あって、前条第3項ただし書きに規定する資格確認の結果、いずれも入札参加資格を有していると認めたときは、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。

(責任の範囲)

第17条 電子入札において、申込書及び入札書(工事費内訳書を含む。以下この条において同じ。)は、送信データが共同システムサーバに到達した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申込書及び入札書の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第18条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、平成27年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、平成31年2月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、令和5年9月25日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

(様式1)

紙入札参加承認願

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の案件について、電子入札サブシステムを使用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> その他 理由 ()

※設計業務等の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

(様式2)

紙入札審査結果通知書

令和 年 月 日

様

岡崎市長 (氏 名)

令和 年 月 日付けで紙入札参加承認願を提出されました、下記の案件への審査結果を通知します。

記

1	工 事 名	
2	工 事 場 所	
3	審査結果	紙入札での参加を
		1 承認する 提出場所 2 承認しない 理 由

※設計業務等の場合は、「工事」を「業務」と読み替える。

(様式3・建設工事)

入 札 書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 工 事 名

2 工 事 場 所

※岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。
なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

く じ 番 号	
---------	--

3桁までの数字を記入すること

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名

連絡先

(宛先) 岡 崎 市 長

(様式3・設計業務等)

入札書

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

1 業務名

2 業務場所

※岡崎市入札参加心得承諾の上、上記のとおり入札します。

なお、下記担当者が代理人となる場合は、本競争入札に係る一切の権限の委任を受けています。

くじ番号	
------	--

※3桁までの数字を記入すること

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者名

連絡先

(宛先) 岡崎市 市長